

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

7

提案区分

A 権限移譲

提案分野

教育・文化

提案事項（事項名）

専門職大学の設置認可等の事務の一部委譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

申請者の利便性向上に加え、地域の実情に応じた審査を可能とするため、専門職大学の認可等に係る権限について、関西広域連合への移譲を求める。そのため、まずは設置認可申請の受理、事前審査等を行い、大学設置・学校法人審議会への意見を述べるができる枠組みをつくることを求める。

具体的な支障事例

これまでの開設審査では、ほとんどが専門学校設置法人からの申請であったが、その法人の所管が都道府県であり、文科省と接点がないことや初年度の認可校が1条校設置法人のみであったことから、専門学校設置法人にとっては専門職大学設置に躊躇せざるを得ない状況。
また、専門学校からの移行設置する場合、専門学校の募集停止などにより、学校法人の経営や地元高校生の就学先への影響も大きく、地域への影響も配慮した丁寧な対応が求められる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

関西広域連合に認可権限を移譲することにより、申請者の利便性が高まるとともに、地域への影響に配慮した丁寧な相談対応・認可事務が可能となる。
これにより、地域の産業ニーズに即した専門職大学の設置の促進が見込まれる。

根拠法令等

学校教育法第4条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

9

提案区分

A 権限移譲

提案分野

教育・文化

提案事項（事項名）

地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部委譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

財務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

関西の人材ニーズや人材育成環境を的確に把握した審査を行うため、大学等への補助事業のうち地域の人材育成に関わるものの受付・選定事務の一部について、関西広域連合への移譲を求める。

具体的な支障事例

文科省の補助事業においては、学術研究的な観点からの大学教育関係者や経済界の代表など、専門的な観点からの審査が行われており、各地方からの選考委員就任は現実的には困難である。
しかし、地域の人材育成については各地方の産業の特徴や実情、企業体質や雇用慣習などもあり、各地方の実態を把握しない中での審査では地方での成果の活用につながらない。また、東京一極集中の進む中、地方の資源を十分活用した取組でないと、地方での継続性が確保できない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

関西広域連合への事務移譲により、関西における文科省事業の浸透や申請者の利便性の向上が見込める。
また、地方の状況や特徴を踏まえた審査が可能となるとともに、地方大学の参画促進や継続性のある取組が可能となる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項、第26条第2項、同法律施行令第17条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

14

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項（事項名）

PFI手法によらない学校施設整備に対する学校施設環境改善交付金の交付要件の明確化

提案団体

小郡市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

PFI手法によらないPPP－BTO方式での学校給食施設整備により、割賦払いを行った場合についても、学校施設環境改善交付金の交付対象となること及び通常事業と同様の財政措置を受けることができること、について通知等により明らかにする。

具体的な支障事例

【現状】

学校給食共同調理場の改築における学校施設環境改善交付金の交付については、その交付要件として、「地方公共団体負担分を含め、国庫補助に係る事業については、全額を採択年度に支出すること」とされているが、公立学校施設をPFI手法により整備する場合は、「国庫補助の対象内経費における地方負担分にPFI事業者の資金を充当し、後年度に渡る割賦払いとする場合も、施設整備の実施年度に一括して国庫補助を受けることができる」とされている。また、地方財政措置についても、「通常の国庫補助事業の場合の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置がなされることになって」いる。

一方で、これらの取扱いについては、PFI手法によらないBTO方式（PPP－BTO方式）での学校給食施設整備においても、同様の国庫補助、交付税措置となるものと理解している。

【支障事例】

これまでは、PFI法の制定からその普及、浸透という必要性により、PFI事業を例外的に取り扱ってきた流れがあったと思われるが、法制定から20年経ち、初期のPFI事業が終了し、PPP／PFI手法による公共施設整備の実績も多数積み上げられてきたこと、また、「PPP／PFI推進アクションプラン」に基づく多様なPPP／PFIの推進を国が求めていることからすれば、PFI手法か否かを要件とすることなく、これまで全国各地で蓄積されてきた様々な官民連携手法を横展開していくことこそが、時流に沿った考え方であると思われる。

また、人口が多く、整備する施設が大規模となる大都市と違い、小規模の自治体では施設の規模も小さくなり、市場性のあるPFI事業が限られてくる現状もあり、補助金等の適用条件としてPFI手法が求められることで、官民連携手法の導入を断念することもあることから、小規模自治体へのPPP／PFIの推進を図っていくためには、補助金、財政措置等による柔軟な支援が不可欠である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

PPP－BTO方式での学校給食施設整備が、PFI手法によるものと同様の国庫補助、交付税措置の対象であることが明確化されることで、今後の整備手法の検討の円滑化が期待される。

根拠法令等

「PFI導入可能性の検討マニュアル」の配付について（平成 20 年 7 月 8 日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知）別添 1 「PFI導入可能性の検討マニュアル」作成の趣旨及び留意点について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、滝沢市、宮城県、大阪府、東大阪市、熊本市

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

20

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項（事項名）

電源立地地域対策交付金の申請事務の簡素化

提案団体

南砺市

制度の所管・関係府省

文部科学省、経済産業省

求める措置の具体的内容

複数事業を一括で記載できる様式で申請できるようにするなど申請書類の簡素化すること。
また、当初の事業目的を達成でき、30%を超えない変更であれば、国への協議を不要とするなど軽微な変更の範囲を見直すこと。
更に市の財産（市道、公園）の整備に関する各府省への協議については必要なものに限ること。

具体的な支障事例

複数の事業を実施する場合、すべての事業に押印の必要な交付申請書を作成しなければならないことや事業ごとに申請書及び計画書が必要なため、膨大な紙資料の提出を行っている現状である。また、事業ごとに独立した申請書を作成するため、個別の発番をとる必要があり、事務負担である。
現在は、個別事業について主務大臣の審査、決定を受けているが、審査に時間を要することが多く、事務に支障をきたしている。変更の協議においても同様で、軽微な変更において、他の補助金では変更協議を要しない額の変更であっても、本交付金では、変更協議を要するなど、事業の執行にも支障をきたす場合もある。
また、文部科学省、経済産業省以外が所管する公共用施設の整備については、申請にあたり所管庁の協議も必要となっており、協議先が増えることで、申請事務に時間を要している。
以上を踏まえ、申請等の事務について、申請及び変更協議等の手続きに時間を要するため、変更協議の要否を含め、事務の簡素化を求めるもの。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

個別事業の審査時間、資料作成時間が省略できることから、事務効率の改善を図ることができ、対象地域での速やかな事業の実施が可能となる。

根拠法令等

電源立地地域対策交付金規則第17条、18条、19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、京都市、兵庫県、大分県、宮崎県、宮崎市

○複数の事業を実施する場合に、すべての事業に押印の必要な交付申請書を作成しなければならず、また、大量の紙資料の提出を行わなければならない。また、事業ごとに申請書を作成するため、個別の発番をとる必要があり、事務負担となっている。

○当県においては、各市町村から提出された申請書をもとに、事業開始月毎に経済産業省用に新たに申請書を作成し、その都度押印する必要があるなど、事務処理に手間や膨大な紙資料作成を強いられている。特に、全国でコロナ感染拡大防止のため在宅勤務体制となる中、交付申請書等の押印のために出勤をせざるを得ないなど、事務手続きにおいて負担が大きいものとなった。また、申請前には、経済産業省以外が所管する公共用施設の整備については、所管庁の協議も各県で個別に必要となっており、協議先が増えるほか、申請書とは別に協議用の資料作成が必要となるなど、時間や手間が掛かっている。

○申請書類や計画書、報告書等の資料が膨大となっており、かつ紙資料での提出となっていることから、業務効率化やペーパーレス化の流れに逆行している状況も課題である。

○複数の事業を実施する場合、すべての事業に押印の必要な交付申請書を作成しなければならないことや事業ごとに申請書及び計画書が必要なため、膨大な紙資料の提出を行っている現状である。

○実績報告書の提出にあたり、その添付書類として、支出決定書の写し、契約書の写し、出勤簿の写し、光熱費にかかる証憑書類など、1つの支出に対して膨大な資料が求められており、その複写やチェックに多大な時間と労力を要している。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

24

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し
（受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用）

提案団体

新潟市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。

具体的な支障事例

小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。（受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。）

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。）

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

受給者証の発行までに要する時間が大幅に短縮されるため、受給者が事業を円滑に利用できるようになり、市民サービスの向上につながる。

保険者への照会・回答に要する事務が省略又は簡素化されることにより、地方自治体及び保険者の事務の負担軽減が見込まれる。

根拠法令等

児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて（平成 26 年 12 月 26 日付け雇児母発 1226 第1号）、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について（平成 28 年2月2日付け健難発 0202 第2号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、栃木県、群馬県、高崎市、千葉市、神奈川県、横須賀市、福井市、長野県、豊橋市、京都市、大阪府、豊中市、高槻市、神戸市、和歌山市、島根県、広島市、高松市、宇和島市、高知県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島市、沖縄県

○提案市と同様に地方自治体において実務上使用しない区分についての照会事務は不要であるとする。保険者による個人番号制度の活用がされておらず、現状として郵送での照会回答となっているため、保険者からの回答に時間がかかり早期に変更後の受給者証を交付ができない。

以前より、小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている事に疑問がある。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための措置を講じられたい。）

○当市においても全く同様の意見が担当者の間で出ている。高額療養費適用区分を保険者に対し照会することにより、地方自治体として繁雑かつ不要な事務が生じることは勿論のこと、保険者からの回答が遅いことによる受給者証交付時期の遅延等、受給者が多大なる不利益を被ることがある。

○他の公費医療制度では、「適用区分」の記載のない受給者証もあることから、地方自治体の事務負担軽減の観点からは、受給者証への「適用区分」記載は不要としていただきたい。

○毎月、多少なりとも本件に係る業務に対応しており、事務の負担増になっている。

また、県からの照会期間を鑑みて受給者証発行までに時間を要すると感じていたため、事業全体の円滑化に資するためにも見直しは必要と考える。

○高額療養費適用区分は毎年度保険者が見直しを行い、また、見直し以外でも、年度途中で世帯員の増減等により区分が変更となる場合がある。このような場合は基本的に保険者からの変更連絡票の送付を受けて、受給者証に反映することになるが、受給者証発行までに時間を要し、その間に医療機関が誤った適用区分で公費請求してしまうため、地方自治体・保険者・医療機関等多くの関係機関で事務負担が生じている現状がある。

○支給認定の実務上の取扱いとして受給者の医療保険における所得区分を受給者証に記載することとされているが、受給者が加入する保険者に対し所得区分を照会してから回答を得るまでに時間を要する（概ね2～3週間程度）ことから、受給者証の早期交付の妨げとなっている。そのため、医療費の立替払など受給者に不利益が生じているほか、自治体においては立て替えた医療費の償還払い事務の負担が生じている上、多数の保険者との間で区分照会や、区分変更の連絡等、相当な業務負担となっている。

○小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。（受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。）

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。）

○当県では、保険者へ高額療養費適用区分の照会に多くの時間を要しており、認定更新のピーク時には1か月以上かかる保険者もある。

このため、有効期間の始期までに受給者証が届かない例もあり、受給者に取り、償還払いの文書料負担や来所し、手続きを行うなどの負担が大きい。

○照会事項について、保険者からの回答に時間がかかる場合があり、審査が終了して承認となった方についても、受給者証の発券が遅れる。

また、社保非課税世帯及び国保組合加入世帯については、適用区分見直しのため、年1回（6月）に課税証明書の提出を依頼しており、受給者に時間的、経済的に負担を強いている。

○①新規申請の場合、審査会後、複数の照会を保険者に行っているが、回答の時期に差（2週間以上）があるため、各申請者あての交付にも時間差が生じている。

②保険者からの変更連絡が、変更のあった日から1～2ヶ月経過後に通知されることがあり、受給者証に適正な所得区分を反映できていない例がある。

上記等を踏まえ、受給者証の発行に要する時間が短縮されることにより、償還手続きの減少が見込まれ、受給

者、自治体の事務負担が軽減されることが想定される。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

28

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の付近にある園庭に代わるべき場所を園庭としてみなすこと。

具体的な支障事例

保育所の設置基準では、保育所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を屋外遊技場とみなしてよいこととされているが、幼保連携型認定こども園の園庭は、園舎と同一敷地内または隣接する位置に設けることが原則とされている。既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しようとする際、狭小地においては、同一敷地内や隣接地に園庭を設置することが困難な立地条件の施設もある。

当市の支障事例は、幼児の徒歩圏内に公園があるにも関わらず、一時的に民間駐車場を園庭として有償で借上げ、設置認可のために借地権を設定するなど、こども園設置者にとって大きな負担となっており、何より、子供たちの身体づくりに影響を与える規定になっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しやすくなり、地域の保育定員の増加につながる。
施設改修時においても、施設設置者の負担軽減と子供たちの健やかな成長を守ることができる。

根拠法令等

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、新潟市、浜松市、豊橋市、稲沢市、徳島県、愛媛県、松山市、宇和島市、長崎市、大分県、指宿市

○施設改修時に隣接地等がないため、仮設園舎と園庭面積を確保できる用地を探す必要が出ており、改修時の基準緩和が必要である。

○既存の民間保育所が令和2年度に幼保連携型認定こども園へ移行を希望したが、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けられるべき園庭面積が幼保連携型認定こども園の認可基準に対して不足していたため、保育所型認定こども園に移行した事例がある。

○当市においては、保育所から幼保連携型認定こども園への移行を希望した場合において、園庭に関する基準を満たすことができず保育所型認定こども園を選択せざるを得ないケースが生じている。

○市街地の幼保連携型認定こども園について、老朽化のため近隣地への移転を検討しているが、園舎と同一

敷地内または隣接する位置への園庭の設置が原則とされているものの、市街地ということもあり、園庭の面積も含めた土地の確保が難しい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

29

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

障がい福祉サービス（特に「自立訓練（生活訓練）」）における利用期間の弾力的運用

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

障がいのある者の学校卒業後等の学びの場について、生徒や保護者がその情報を入手しやすいよう、府として、障がい福祉サービスを活用して取り組む事業所の情報公表の仕組みを展開しているところ。これら事業所は、学びの場として、カリキュラム策定や職員配置等に関し、独自の取組みを展開している。これら事業所のように独自の取組みを展開する場合に、そのサービス利用期間について、利用者や事業所等の追加負担を生じさせることなく、弾力的な運用を可能とするなどの所要の制度改革を図られたい。

具体的な支障事例

府では、平成30年に文部科学省「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」により、検討・検証を行い、上記「学びの場」の情報公表の仕組みの創設のほか、障がい福祉サービス（とりわけ「自立訓練」）に関し、その利用期間について、弾力的運用が可能となるよう、所要の制度改革を国に対して求める必要のあることについて、結論を得た。

【主な支障事例】

自立訓練は、障がいのある人の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援であり、本来、学校卒業後等の「学びの場」として活用するもの。

しかしながら、自立訓練（生活訓練）の期間は、原則2年であり、障がい特性を踏まえると、個々の成長を促すには、期間があまりにも短い。

自立訓練と就労継続支援B型を組み合わせ、4年間の「学びの場」を確保している例もあるが、B型は一定の工賃収入が求められるなど、あくまでも就労の場であり、「学び」にはなじまない。

以上のとおり、自立訓練（生活訓練）の期間を延長することにより、新たに制度創設することなく、障がい者の学校卒業後等の学びの場を全国的に確保することができる。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

障がい福祉サービス（とりわけ「自立訓練（生活訓練）」）に関し、その利用期間について、弾力的運用が可能となることによって、本人の成長等のニーズに柔軟に対応した、より着実な支援やその後の就労への着実なつながり等の質の高いサービス提供等を図ることができるようになる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項、同施行規則 第6条の6第2号、障害者の生涯学習の推進方策について（令和元年7月8日付け元文科教第237号文部科学省総合教育政策局長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、栃木県、前橋市、豊橋市、滋賀県、草津市、たつの市、宇和島市

○学校卒業後すぐに就職するのではなく、就職までに自らの将来について考え、準備する期間が必要であるとPTAより要望が出ている。

現在は自立訓練（2年間）と就労継続支援B型（2年間）を組み合わせることで時間を確保できるが、就労の場ではなく自立訓練（生活訓練）の期間を延長することにより学びの場を増やし、個々の成長を促進することで、その後の就労定着が期待できる。

○本提案により、質の高いサービス提供を図ることによってできるようになると考えられる。

○自立訓練については、標準利用期間が定められているが、精神障害や高次脳機能障害、社会的行動障害を有する者など、その障害特性により、自立訓練（生活訓練）での支援が必要なものの、標準利用期間内では訓練効果が表れにくく、期間を超えて継続して支援を要する者への対応に苦慮している場合があり、弾力的な運用を行う必要がある。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

32

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件等の見直し

提案団体

大阪府

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱに係る研修受講要件について、新型コロナウイルスの影響を考慮し研修受講必須化年度の延期及び研修受講ではなくレポート提出での代替を認めるなどの研修方法の多様化を行うこと。

また、園内研修等の内容及び時間の確認事務について都道府県の事務負担が増えない形での全国統一のスキーム及び標準様式の提示並びに他県での研修の取扱いを明確化、統一化するとともに、全国の幼稚園や保育施設を対象としたスキルアップ研修等について集約し、加算要件に該当するものについて各自治体に情報提供すること。

具体的な支障事例

研修に係る要件については、令和4年度を目途に必須化を目指すこととされているが、新型コロナウイルスの影響で集合研修の開催が見送られ、保育所、認定こども園等の職員の計画的な研修受講に支障が生じている。施設からも保育士が研修を最大 60 時間受講することは負担が非常に大きいこと、代替職員の手配が大変であるといった要望が寄せられている。

園内研修及び免許状更新講習が処遇改善加算Ⅱに係る研修であることを都道府県において確認する行為は、膨大な事務負担となる。令和元年6月24日付け通知で園内研修、免許状更新講習及びキャリアアップ研修など様々な研修が加算要件になることが示されたことで、今後、園内研修、免許状更新講習及びキャリアアップ研修それぞれの受講地が都道府県域を超えることが想定されるため、他県等で受講した研修の内容を加算要件に該当するか確認することや研修の取扱いを自治体間で調整することについても事務負担が生じる。

また、文科省等の補助等を受け、全国の幼稚園や保育施設を対象としたスキルアップ研修等を実施する機関もあり、各自治体で内容の確認、該当認定を行うことで、認定結果に差異が生じないよう、他県等での認定状況について、双方で確認、調整作業等の事務負担が生じ、非効率である

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育所、認定こども園等の職員が研修を受講しやすくなり、計画的な研修の受講が行える。また都道府県における事務負担が減り、当該事業の効率的な実施が図られる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2第1項・第2項、保育士等キャリアアップ研修ガイドライン2・3(1)・3(3)、施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について（令和元年6月24日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、秋田県、福島県、茨城県、前橋市、高崎市、川越市、川口市、神奈川県、川崎市、新潟県、新潟市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、豊橋市、京都市、兵庫県、鳥取県、松江市、徳島県、愛媛県、松山市、久留米市、大分県、宮崎県

○当県においても、新型コロナウイルスの影響により、今年度は実施体制が縮小され、受講者も例年より限定される見通しである。今後、感染防止対策を講じた上での通常保育は保育従事者の負担も増え、研修受講自体も大きな負担となってくる。

キャリアアップ受講申込前の、園内研修実施による研修受講免除の確認、加算認定時の免許状更新講習の受講確認など、行政サイドも膨大な事務負担となってくる。

園内研修によるキャリアアップ研修の一部が受講免除となることは、研修実施主体の立場からは各分野15時間を想定した一連の研修構成からも問題があると感じる。

処遇改善加算を前提とした研修等の受講要件そのものを見直さなければ、研修の実施主体及び保育従事者にとって大きな負担となってくる。

○現在、当該加算に関して経過措置となっているキャリアアップ研修等の修了について、修了が必須化となる2022年度に向けて、1分野15時間以上の研修修了が施設、事業所に大きく負担となることが想定される。例えば10年に1度の受講が必要な幼稚園教諭更新講習でも30時間であり15時間以上は保育士にとってかなりの負担となり、保育士不足の中、研修受講中の代替保育士の配置の負担が大きく研修時間の確保が困難であると考えられる。

○当市でも、令和4年度の研修必須化に向けて、保育士等が最大60時間研修に参加することは現実難しいとの意見が寄せられている。新型コロナウイルスの影響や、全国的な保育士不足などを踏まえ、必須化時期に延長及び研修受講に準じた方策を検討していただきたい。

○処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件の取扱いについては、県及び他市と同じような取扱いで、確認作業が行えるよう準備している。新型コロナウイルスの影響で、研修要件の主となるキャリアアップ研修の実施が停滞しており、今後の開催も予定どおりに実施できるか懸念され、2022年度からの研修要件の必須化は、延期されるべきである。

○処遇改善等加算Ⅱにおける研修要件について、新型コロナウイルスの影響で受講の促進が図れないこと、また、平時の受講状況等を鑑みても研修の定員超過等により研修受講を希望する全ての職員が受講できていない事例が多数報告されている。これらを考慮し、研修受講必須化年度の延期及び研修方法の多様化等の検討を求める。

また、都道府県、中核市等において園内研修等の確認事務を行うにあたって、現時点で明確な研修内容の取扱等が示されておらず、認定基準が各自治体によって相違がでる等支障が生じているため全国統一の基準、標準様式等の提示を求める。

○当県においても、今年度は新型コロナウイルスの影響による研修定員の大幅な減員により、保育所、認定こども園等の職員の計画的な受講に支障が生じている。

園内研修等を都道府県において確認する行為は、膨大な事務負担となることが想定される。また、全国の幼稚園や認定こども園を対象とした研修を実施する機関より、各自治体へ実施主体の認定の申請がなされている。

当県でも、内容の確認、認定を行うにあたり、他自治体と認定結果に差異がでないよう確認、調整作業が必要となっており、非効率が生じている。

○新型コロナウイルス感染拡大に伴う研修開催の見送りにより、当市の認定こども園、保育所等の職員にも計画的な研修受講に影響が見られていることから、研修受講必須化年度の延期及び研修方法の多様化を要望する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止

提案団体

愛知県、横浜市、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止については「平成 27 年度の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について（最終的な対応方針）（厚生労働省健康局難病対策課長）において、「廃止しない」として通知されているが、医療機関の窓口で医療保険の所得区分を確認できる新たな枠組みを構築のうえ、廃止する。

具体的な支障事例

都道府県等は、特定医療費の支給認定の申請がなされたときは、受給者に適用される医療保険の所得区分を、受給者が加入する保険者に対し照会を行い、医療受給者証に記載することとされており、従来から、下記の課題、支障が生じている。

照会に対する保険者からの回答に時間を要することにより、申請から医療受給者証発行までの期間が長期化しており、受給者に不利益（医療費立替負担）が生じている。

保険者による所得区分の記載ミスや、区分変更の際の連絡もれ、変更の際の連絡に時間を要すること等により、受給者が医療受給者証を医療機関に提示する際、所得区分が誤っている場合や最新でない場合があり（年間 100 件程度）、医療機関の事務に混乱を生じさせており、これに係る問合せも多い。

都道府県等が保険者に対し所得区分を照会し、照会結果を医療受給者証に記載する事務の負担は非常に大きい。

所得区分変更の場合は、保険者からの連絡により職権で医療受給者証を発行するため、受給者からの問い合わせが多い。また、医療受給者証の継続申請と所得区分の変更の医療受給者証発行のピークが重なっており、医療受給者証が受給者へ同時期に届くことがあり、受給者、医療機関に混乱を生じさせている。

上記について、平成 28 年 12 月 27 日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について（最終的な対応方針）において、「保険者からの所得区分に係る回答や区分変更の連絡に時間を要している場合があるため、種々の機会を捉まえて関係部局と共に周知を図る。」とされたが、状況が改善されているとは言い難い。

また、「医療保険の所得区分を難病患者の特定医療に確実に適用させることを確保するための方法として、現時点において、医療受給者証に医療保険の所得区分を記載する以外の方法がない」とあるが、医療保険の所得区分を 100% 正確に医療受給者証に記載することは困難である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請から医療受給者証発行までの期間の短縮（2～3ヶ月→1.5～2.5ヶ月）。

医療受給者証に記載する所得区分の誤りや、医療受給者証を同時期に複数発行すること等による医療機関、受給者の混乱の解消が期待できる。

保険者への照会事務の廃止や、医療受給者証発行に要する期間の短縮により、医療費償還払い請求の減少

が見込まれるなど、事務負担の大幅な軽減に繋がる。

根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、健康保険法施行令第41条、健康保険法施行規則第98条の2、特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて(平成26年12月22日付け健疾発1222第1号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、高崎市、千葉市、川崎市、新潟市、富山県、福井市、長野県、名古屋市、豊橋市、京都市、島根県、広島市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県

○新規申請や更新申請時のほか、加入医療保険の変更に伴う申請のたびに所得区分の確認が必要であり、受給者証発行までの期間の長期化や事務負担の増大につながっている。情報連携により、申請時の課税証明書の提出は原則不要としているが、社会保険及び国保組合に加入する患者には、所得区分の照会のために課税証明書の提出を求めている。

○保険者からの連絡漏れ等による適用区分相違による医療機関等からの照会や、年度切替時に保険者へ再照会しない限り非課税者の適用区分が変更になる等、適用区分記載における業務負担が大きい。

○一定期間経過しても回答のない保険者に対し確認を行っているため、業務の増につながっている。区分の変更について、保険者側で適切に処理されていないと思われるケースがある。

○所得区分の記載の廃止は強く求めるところである。なお、医療機関窓口において、所得区分の把握を可能とする枠組みを構築することが困難なのであれば、例えば一律「一般所得」で処理可能とする等の制度改正を求める。

○保険者による所得区分の記載ミスや区分変更の連絡もれの可能性を排除できないため、受給者証の変更の審査は慎重に行う必要があり、複数職員によるチェック体制を構築せざるを得ない状況となっている。

また、連絡もれについては、対応状況が保険者ごとにばらつきがあり(保険者への周知が徹底されていないと思われる)、対策に苦慮している。これに対する方策として、当県では、毎年受給者証の更新に併せて、連絡もれの恐れがある168保険者(協会健保、後期高齢等除く)に対して連絡票を送付し、台帳への反映を行っている。この独自対応により医療機関での混乱は一定程度抑制されていると認識しているが、事務負担は増加している。なお、依然として適用区分の反映が遅れる事例は発生しており、更新時期においては数10件規模で受給者証の差し替え対応を行っているが、これは受給者に混乱を来すものではないかと懸念される。

○受給者証に記載するという特性から、適用区分が遡及的に変更となった場合において、自己負担上限額の変更等の理由により、受給者証に正確な適用区分を反映できない(又は反映に苦慮する)ケースが発生しており、受給者証に別制度の区分(適用区分)を記載する限り根本的に発生しうるものであり、事務側の努力や工夫で防ぐにも限界がある。

○所得区分が不明な場合、空欄のまま県から受給者証が発行されており、そのことについての医療機関等からの問い合わせが一定生じており、対応に苦慮している。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

71

提案区分

A 権限移譲

提案分野

教育・文化

提案事項（事項名）

教職員の人事について、教育委員会の権限を教育長に一部委譲

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の「市町村教育委員会の内申」に係る事務を、教育長へ委任（内部委任）することができるかどうかを通知等により明確化する。

具体的な支障事例

教育委員会の職務権限について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条（教育委員会の職務権限）第1項第3号に「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」と規定されている。また、同法第25条第1項の規定により、その権限に属する部分の一部を教育長へ委任することができるが、「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」とについては、同条第2項第4号の規定により教育長へ委任することはできない。

県費負担教職員の人事異動については、同法第38条の「都道府県教育委員会は、市町村委員会の内申をまわって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする」との規定から、市町村教育委員会は、都道府県教育委員会が「任免その他の進退」を行うために、内申を行わなくてはならないが、この内申に係る事務が同法第21条第1項第3号の規定により教育長へ委任、もしくは内部委任することができるかどうかは法律上定かでない。内申を教育委員会の議決を経て行う場合、非効率な事例が発生する。

例えば、県費負担教職員が地方公務員法第六節服務に関する違反をした場合、その「任免その他の進退」を行うため、市町村教育委員会の議決を経て、都道府県教育委員会へ内申し、その後、更に都道府県教育委員会の議決により、「任免その他の進退」が行われている。例えば、他の市町村から人事異動により転入してきた県費負担教職員が、異動前の市町村で地方公務員法第六節服務に関する違反をした場合、異動後の市町村が、同法第43条による服務の監督を行うことから、その「任免その他の進退」を行う内申について、異動後の市町村教育委員会の議決を経ている。異動前の他市町村で発生した違反を、異動後の市町村教育委員会において議論することは妥当性に欠け、審議が困難であり、非効率な事例が発生している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

内申に係る事務を教育委員会による議決を経ずに行うことができることが明らかになることにより、非効率な手続きを省略し、教育委員会の効率的な組織運営が図られる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項第4号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、新城市、松江市

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

105

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項（事項名）

補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化

提案団体

京都市

制度の所管・関係府省

財務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

補正予算等による国庫補助金において、次年度に差し掛かる事業の採択等により、当該年度中に事業が完了しない場合は、繰越事務の簡略化を認めていただきたい。

具体的な支障事例

文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における大規模改造事業や防災機能強化事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから（当該年度未契約事業（未契約繰越事業）も可能）、繰越・翌債事務が発生することになる。
そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を財務省に提出する必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

繰越理由書の作成の負担が軽減される。

根拠法令等

財政法 43 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

弘前市、宮城県、福島県、相模原市、平塚市、新潟市、上田市、浜松市、東伊豆町、豊橋市、春日井市、大阪府、兵庫県、香芝市、広島市、長崎市、大村市、彦根市、熊本市、宮崎市

○繰越・翌債承認の手続きは毎年3月にあり、補助金の実績報告等が繁忙期に重なることから、多忙を極めている状況である。

○当市でも、補正予算により内定を受けた学校施設環境改善交付金において、年度内の事業完了が困難な場合は繰越事務手続きを行っている。特にブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業など、市内全校を対象とした事業においては、繰越事由が同一であっても、1校ずつ調書を作成する必要あり、膨大な事務処理作業を要する。

○文部科学省において、補正による予算措置が定例化していることに加え、年度後半に当初予算として事業の追加内定がされ、財務省への繰越事務が煩雑化している。

○前倒しで補助を受けたことが繰越理由にもかかわらず、繰越理由書には、それ以外の理由をつけて提出する

必要があるため、制度改正が必要であると考える。

○当市においても、学校施設環境改善交付金大規模改造事業(トイレ)において、国の補正予算により前倒し実施の採択を受けた事業が過去に存在した。

当然のことながら、その時点から事業を開始した場合には、当該年度内での事業完了は困難を極めることとなり、事業費を翌年度に繰り越すこととなる。

この際、提案にもあるとおり、補正予算を理由とした繰越は認められないことから、繰越理由書の作成に苦慮した経験がある。

○文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における長寿命化改良事業や大規模改造事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することになる。

そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を提出する必要がある。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

183

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

就学前児童に対する補助金の一元化等

提案団体

鳥取県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

就学前児童に対する補助金の一元化及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。

具体的な支障事例

子ども・子育て支援新制度に基づく保育施設等の運営費は内閣府で一元化されているが、施設整備に係る補助は、施設種別によって所管省庁が分かれ、単価や交付率の違いが生じるなど統一かつ迅速な対応ができない。
加えて、厚生労働省の交付金は、市町村への直接補助、文部科学省の交付金は、県を経由した間接補助となっており交付決定日が別々である等、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題があり事務負担が大きくなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

内閣府に一元化されることにより、煩雑な按分計算や交付率の差異がなくなり、補助事業者の理解が得られやすい制度となる。また、行政担当者においても、事務手続きが大幅に効率化され迅速な対応が可能となる。

根拠法令等

児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、秋田県、茨城県、栃木県、前橋市、千葉市、神奈川県、山梨県、浜松市、愛知県、豊橋市、京都市、大阪府、茨木市、兵庫県、西宮市、徳島県、愛媛県、西条市、長崎市、熊本市、宮崎県、指宿市、沖縄県

○幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省（保育所等整備交付金）、教育機能部分は文科省（認定こども園施設整備交付金）からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。また、事業費を定員や面積で按分したり、省庁で市債充当率が異なったりと手続きにおける事務が煩雑している。

○災害時など、被災した施設が認定こども園だった場合、保育所部分は厚生労働省が、幼稚園部分は文部科学省が災害査定に入ることになり、所轄庁が分かれることで手続きが煩雑になる。

○同一施設の整備であるにもかかわらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業では、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し協議を1回遅らせた事例がある。

その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が後ろ倒しとなり、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。

○施設整備に係る補助は、施設種別によって、所管省庁が分かれ、所管毎の補助制度で補助額を算出しなければならない。

特に、認定こども園における補助額の算出において、煩雑な按分計算を求められること、また交付金が統一されていないことにより、各所管で見解が異なる場合、一方の所管では補助対象だが、他方の所管では補助対象外となる場合があり、事務の煩雑化や補助事業者への理解が得られにくい現状がある。

よって、交付金が内閣府等に統一されることにより、事務の効率化や事業者への理解も得られやすくなる。

○様式の統一化図られたが、2省への申請は残されており、また対象となる事業に差があり、空調の新設について、厚生労働省の保育所等整備交付金では認められて、文部科学省の認定こども園整備費補助金では認められないという状況があるため、質疑事項について、2省庁にしなければならず、手続きに時間を要することになる。円滑な事業実施のために判断の統一化を図ることで、課題が解決される。

○当市においても保育所、幼稚園、認定こども園等の施設区分において所管省庁との折衝、調整が発生しているが、各省庁の制度ごとに内容や事務手続きが異なっているため、複雑かつ煩雑な事務作業が発生している。

○当市では、事前協議の際は、県経由で同じ書類を提出し、一度の申請で済むが、交付申請や実績報告については、左記と同様に別々の所管へ別様式の書類を提出するため、事務負担が非常に大きく、煩雑な手続きを要す。また、幼保連携型認定こども園における整備の場合、特殊付帯工事の取扱い(計算方法)が非常に複雑であり、県に照会しながら事務を進めている状況であるため、事務処理に多大な時間を要す。

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」事業にあたるかの判断が厚生労働省と文部科学省で違うケースがあるため、内示が出るまで市の予算を組むことが難しいことがある。

○同一の施設に対する補助が省庁の縦割りにより非効率に運営されている実態があることから、所管庁を一元化することに賛同する。

○認定こども園建築の場合、厚労省の保育所等整備交付金と文科省の認定こども園施設整備交付金を活用することになる。内閣府の交付金として一本化することにより、面積按分等が不要となり、交付申請及び実績報告の際の業務負担の軽減が図れる。

○1. 認定こども園において、補助対象を保育と教育で分け、さらに按分率や基準額、報告書類等が異なることで、一層、制度を複雑化しており、補助事業者が市を通して国に提出する交付金に係る提出資料について、保育と教育の判断基準が理解しづらいため、市に多くの問い合わせがある。また、市が確認する際にも、保育と教育の判別がつかない場合には、文部科学省と厚生労働省の両方に内容を確認することがある。

2. 省庁ごとに、要綱とその改正時期、通知の内容が異なることに加え、問い合わせや書類の提出先も複数であるため、複雑化と事務作業の煩雑さが発生している。

○ 厚生労働省と文部科学省の双方に協議を行っている現状において、業務の重複のみならず、保育所機能部分と教育機能部分の按分作業が負担となっている。特に、両省で運用が異なる事務(財産処分の考え方、2カ年事業における端数処理の方法、災害復旧事業における補助対象範囲等)は事業者の十分な理解を得難く、煩雑さに伴う誤謬の修正作業も膨大となっている。

交付金の一本化が実現すれば、行政及び事業者の大幅な事務削減が期待でき、交付金の適切な活用にも資するものと思料する。

○老朽園舎の建替えや大規模修繕において、事務が煩雑

○・認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。

・文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚労省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違うことで、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくい制度となっている。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

203

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し
（受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用）

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。
現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。

具体的な支障事例

小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。（受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。）
そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。
小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。）

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

受給者証の発行までに要する時間が大幅に短縮されるため、受給者が事業を円滑に利用できるようになり、市民サービスの向上につながる。
保険者への照会・回答に要する事務が省略又は簡素化されることにより、地方自治体及び保険者の事務の負担軽減が見込まれる。

根拠法令等

児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて（平成 26 年 12 月 26 日付け雇児母発 1226 第1号）、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について（平成 28 年2月2日付け健難発 0202 第2号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、群馬県、高崎市、千葉市、豊橋市、大阪府、豊中市、高槻市、広島市、高松市、西条市、高知県、福岡県、久留米市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市、沖縄県

○高額療養費適用区分においては、照会の回答を受け取るまでに一定期間を要することから、受給者へ早期に受給者証を交付することができず、結果的に償還払いの対応となり、市民に一時的な負担を強いることとなるうえ、事務量の増加原因にもなっている。

○本市においても全く同様の意見が担当者の間で出ている。高額療養費適用区分を保険者に対し照会することにより、地方自治体として繁雑かつ不要な事務が生じることは勿論のこと、保険者からの回答が遅いことによる受給者証交付時期の遅延等、受給者が多大なる不利益を被ることがある。

○他の公費医療制度では、「適用区分」の記載のない受給者証もあることから、地方自治体の事務負担軽減の観点からは、受給者証への「適用区分」記載は不要としていただきたい。

○高額療養費適用区分は毎年度保険者が見直しを行い、また、見直し以外でも、年度途中に世帯員の増減等により区分が変更となる場合がある。このような場合は基本的に保険者からの変更連絡票の送付を受けて、受給者証に反映することになるが、受給者証発行までに時間を要し、その間に医療機関が誤った適用区分で公費請求してしまうため、地方自治体、保険者、医療機関等多くの関係機関で事務負担が生じている現状がある。

○支給認定の実務上の取扱いとして受給者の医療保険における所得区分を受給者証に記載することとされているが、受給者が加入する保険者に対し所得区分を照会してから回答を得るまでに時間を要する（概ね2～3週間程度）ことから、受給者証の早期交付の妨げとなっている。そのため、医療費の立替払など受給者に不利益が生じているほか、自治体においては立て替えた医療費の償還払い事務の負担が生じている上、多数の保険者との間で区分照会や、区分変更の連絡等、相当な業務負担となっている。

○小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。（受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。）

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。）

○県から本市に対する小児慢性特定疾病対策事業に係る高額療養費摘要区分の照会は、令和元年度では8件となっている。件数的には、保険者の事務の負担になるほどの件数ではないが、照会を省くことができれば、受給者証の発行までの期間短縮が見込まれる。

○照会事項について、保険者からの回答に時間がかかる場合があり、審査が終了して承認となった方についても、受給者証の発券が遅れる。

また、社保非課税世帯及び国保組合加入世帯については、適用区分見直しのため、年1回（6月）に課税証明書の提出を依頼しており、受給者に時間的、経済的に負担を強いている。

○本市でも高額療養費の適用区分の照会に時間を要し、小児慢性特定疾病医療受給者証の発行が半月程度更に要していることから、適用区分欄が削除され、その代替として各医療保険者から発行される限度額適用認定証を医療機関が確実に確認するという対応の方がより正確で望ましいと考える。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

205

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項（事項名）

補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

財務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

補正予算等による国庫補助金において、次年度に差し掛かる事業の採択等により、当該年度中に事業が完了しない場合は、繰越事務の簡略化を認めていただきたい。

具体的な支障事例

文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における大規模改造事業や防災機能強化事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから（当該年度未契約事業（未契約繰越事業）も可能）、繰越・翌債事務が発生することになる。
そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を財務省に提出する必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

繰越理由書の作成の負担が軽減される。

根拠法令等

財政法 43 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

弘前市、宮城県、平塚市、新潟市、上田市、浜松市、富士市、東伊豆町、豊橋市、春日井市、大阪府、兵庫県、長崎市、大村市、彦根市、宮崎市

○繰越・翌債承認の手続きは毎年3月にあり、補助金の実績報告等が繁忙期に重なることから多忙を極めている状況である。

○当市でも、補正予算により内定を受けた学校施設環境改善交付金において、年度内の事業完了が困難な場合は繰越事務手続きを行っている。特にブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業など、市内全校を対象とした事業においては、繰越事由が同一であっても、1校ずつ調書を作成する必要あり、膨大な事務処理作業を要する。

○文部科学省において、補正による予算措置が定例化していることに加え、年度後半に当初予算として事業の追加内定がされ、財務省への繰越事務が煩雑化している。

○前倒しで補助を受けたことが繰越理由にもかかわらず、繰越理由書には、それ以外の理由をつけて提出する

必要があるため、制度改正が必要であると考える。

○当市においても、学校施設環境改善交付金大規模改造事業(トイレ)において、国の補正予算により前倒し実施の採択を受けた事業が過去に存在した。

当然のことながら、その時点から事業を開始した場合には、当該年度内での事業完了は困難を極めることとなり、事業費を翌年度に繰り越すこととなる。

この際、提案にもあるとおり、補正予算を理由とした繰越は認められないことから、繰越理由書の作成に苦慮した経験がある。

○文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における長寿命化改良事業や大規模改造事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することになる。

そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を提出する必要がある。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

209

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

新制度未移行幼稚園の利用者が月途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合の施設等利用費の日割り計算に係る事務負担軽減

提案団体

豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合、毎月1日を基準日とし「月」単位での施設等利用給付費の支給を可能とする。

具体的な支障事例

「子育てのための施設等利用給付」に係る認定に当たっては、「月」単位ではなく、「日」単位での認定となる。新制度未移行幼稚園の利用者が、月の途中で他市町村へ転出した場合、改めて転出先の市町村が認定のうえで施設等利用費を支給する必要があるが、転出前後の支給額は日割り計算により算出するため、転出があった場合、その月の当該幼稚園の行事等に伴う日曜日や祝日等の開園状況やその振替による平日の休園等を確認し、転出前後のそれぞれの日数に応じて算出する必要がある。また、「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ（2020年3月5日版）5-29」において、国は日割り計算を共通した法則のもとで実施することにより市町村間の日割り計算に係る連絡調整は不要としているが、転出前後の市町村で過給付を防止するため、確認の必要がある。

したがって、月の途中の市町村間の転出入に伴う日割り計算の事務の軽減のため、在園しながら転出した場合は、「日」単位ではなく、毎月1日を基準日として、基準日に居住する市町村が当該月に係る施設等利用費の全額を支給する取り扱いを認め、事務の簡素化を図っていただきたい。

「参考」

件数 月5件程度

・事務量（異動前後の市町村でそれぞれ必要）

異動情報の把握 3時間／月

1件の対応時間 2時間（日割り金額の算出・幼稚園との調整・相手方市町村との調整）

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民の利便性の向上・事務負担の軽減

根拠法令等

子ども・子育て支援法、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について（通知）」（令和元年9月13日）第3の1の（3）、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

滝沢市、郡山市、須賀川市、川越市、蓮田市、柏市、目黒区、高崎市、浜松市、京都市、西条市、鹿児島市、指宿市

○保護者からの転居の申出遅れにより認定期間に空白を生じるケースや、特に転居元の自治体となった場合に認定取消通知書等の発行が転居後となり相手方の転入手続きに間に合わないケースなどが生じており、月途中の転出入において切れ目なく給付を実施するためには自治体の事務負担が大きいと考える。

○未移行の幼稚園に通園している児童の転園を伴わない転出入において、市区町村で住民異動の把握を遅滞なくしておかないと、市区町村間の請求内容に過誤が生じる可能性があり、事務処理が更に複雑化になる。当市ではシステムで住民異動の情報が抽出出来ないのも毎月適宜全件児童の住所異動照会を行っている。この作業が事務負担となっているため、月の初日在籍で月単位の給付費の支給を可能にしたい。

○当市も同様に市町村間の確認作業等に時間を要していることから基準日を設けることにより、事務の負担軽減に資するものと考え。

○当市でも同様の事例が出ており、特に年度末の転出入が多く、年度末の事務の煩雑さに加え、広域利用により事務量が増加する。全国統一で毎月1日を基準日とすれば、日割計算する必要もなく、未移行幼稚園及び市町村の事務負担の軽減につながる。

○転出入の事実が把握できるのが事後であることが殆どのため、その都度精算することとなる。その際の日割り計算については内閣府が示すFAQで見解が示されているものの、その運用や開所日に関する考え方については地域毎、市区町村毎に異なっており、その調整に手間取っている。また、複数市から利用者を受け入れている施設ではそれぞれの運用方法に従わねばならず、事務が煩雑となっている。

また、日割り計算となることで、10円未満が切り捨てとなることから、ひと月丸々在籍しているにも関わらず、その月の施設等利用費を満額給付を受けることが出来ない。

【当市の現状】

■転出入（日割り計算）発生件数

例月（5、6、9、10、12、2月）：少なくとも、それぞれ5件程度

夏季・冬季休業（7、8、12、1月）：それぞれ20件程度

年度末、年度当初（3、4月）：40件程度

■1件当たりの処理時間

既存園：2時間程度／新規対象園：最低3時間程度（制度の説明、今後の手続きも含めての対応となるため）

■所要時間

①例月：5件×2時間×6か月＝少なくとも60時間程度

②夏季・冬季休業：20件×2時間×2（夏・冬）＝少なくとも80時間程度

③年度末、年度当初：40件×2時間＝少なくとも80時間

④年間（＝①＋②＋③）：少なくとも220時間

○住所変更は転入後14日以内に手続きをすることとされており、転出日・転入日の確定は住所異動が生じた事後に判明する。そのため、転入日以降の転入届出日以降に転入先市町村では施設等利用給付認定申請を受けるため、認定開始日を申請日より遡及しない旨の国の取り扱いによると転入日と認定起算日が一致するとは言い難く、転出先市町村と転入先市町村の双方で認定終了日と認定開始日を確認しなければならない。

転出先市町村及び転入先市町村の双方で転出・転入の事実と保護者の申請状況を確認し、転入先で申請がなされていない場合の案内や施設への情報提供などの調整を都度行う必要がある。また、未移行幼稚園の場合はその月の開園日を算定したうえで日割り算定を行う必要があり、さらに施設等利用費を代理受領請求した翌月に転出・転入の事実確認ができた日割り算定の差額調整を行うなど、市町村及び施設の事務負担は大きい。施設等利用費が月上限額を単位としていること、教育・保育給付認定の自治体向けFAQでは市町村間での調整がついた場合は月割りの取り扱いが可能と示されていることなどからも、月の1日の基準日として月割りでの算定とする取り扱いを可能としていただきたい。

○子育てのための施設等利用給付が日単位での認定とされたことにより、年度途中転出入者の施設等利用費の算出のため幼稚園へ開所日数の確認、重複給付をさけるため転出入先自治体との調整業務、日割り金額算出後の検算作業など、事務負担が増大している。園児保護者にとっても認定日の遡及が出来ないため、転出入の届出後、速やかに認定の申請を行う必要があるなど不利益が生じやすい制度となっている。

月単位の認定に改正するなどし、事務の簡素化及び園児保護者の利便性向上を求めたい。当区において日割り計算が必要となる件数 月12件程度

○特に年度末の異動について日割り計算とすると、結果的に対象者への給付の遅れの原因となる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

222

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項（事項名）

「高等学校等就学支援金の支給に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「就学支援金の支給に関する事務」において、マイナンバーを利用して、「生活保護関係情報」を取得することを可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

「高等学校等就学支援金」は、高等学校等に通う所得要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給する、法律に基づく制度である。

受給要件として、保護者等の住民税のうち市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合算額が50万7000円未満であること等が定められている。

受給資格の確認のため、当県ではこれまで保護者等の申請者に対して課税証明書の提出を求めていたが、マイナンバー法別表第二の項番113に基づき、マイナンバーを利用して、市町村長から地方税関係情報を取得することが可能となった。

【支障事例】

マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯、または無職無収入により住民税が非課税である方の情報の取得に支障が生じている。

上記の方については課税対象の所得がなく、特に生活保護受給世帯は、地方税法上、住民税が非課税とされていることから、住民税申告書を市町村に提出されない方がほとんどである。

結果として、市町村がこのような照会対象者の所得情報等を把握しておらず、地方税関係情報が未登録もしくは「Null」等で登録されており、所得要件を確認することができない。

そのため、当県では、上記の方については、住民税の課税額の確認のため、「生活保護受給証明書」、または「非課税証明書」の提出を求めており、申請者の負担となっている。

結果として、政府が推進する「デジタル・ガバメント」、そして、当県が推進する「ペーパーレス化」の実現の妨げとなっている。

本来は、地方税関係情報における副本登録に関して、全ての市町村に対して、未申告者及び無所得者に係る副本登録を徹底することの明確化を求めるべきと考えるが、市町村への義務付けに類することや、すでに総務省において、都道府県を介して市町村へ、未申告者及び無所得者に係る副本登録を適切に実施するよう事務連絡が発出されていることから、左記の措置を求めるものである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

書類の添付が不要となり、申請者の負担が軽減され、住民サービスの向上に繋がる。

高等学校においては、事務職員による添付書類の不備・不足の確認、福祉事務所においては、受給証明書発行の必要がなくなるため、行政側の負担も軽減される。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 58 条、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、福島県、須賀川市、栃木県、新潟県、新潟市、豊橋市、兵庫県、徳島県、高知県、鹿児島県

○高等学校の事務担当者は短期間で申請された添付資料の確認が必要となることから、マイナンバーの利用ができることは必要である。

○当県においても、マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯の課税情報の取得でエラーになるなど支障が生じている。そのため、申請者がマイナンバーを提出する場合であっても「生活保護受給証明書」の提出を求めており、申請者への負担が生じている。マイナンバーを利用した情報照会により「生活保護関係情報」を取得することで、申請者及び行政側の負担を軽減することができる。

○当県においても、生活保護世帯が「Null」又は空欄で表示され、住民税の課税確認ができないため、保護者や市町村に確認を要する等業務に支障をきたしている。

「生活保護関係情報」の取得により、確認業務が軽減化できる。

○当県においても、平成 31 年度からマイナンバーによる情報照会を開始しており、生活保護受給世帯、無職無収入等無申告による非課税者の地方税関係情報の取得に支障が生じている。

○当課においても、「高等学校就学支援金」において、マイナンバーによる情報照会を行っており、地方税情報が未登録となっている申請者については、改めて税申告を行うか、課税証明書等の再提出を依頼しているため、本提案により、申請者、行政の負担軽減につながる可能性がある。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

223

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項（事項名）

「奨学のための給付金の支給に関する事務」において入手可能な生活保護関係情報の見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「奨学給付金事業」申請者の保護者から取得したマイナンバーを利用して、生活保護情報の情報照会を行った場合について、生業扶助（高等学校就学費）の情報を一律取得できるような措置を行うこと。
具体的には、生活保護法に基づく生業扶助情報を保護者（親権者）のマイナンバーに紐づけるよう規定すること。なお、親権者が不在の場合には、生徒本人のマイナンバーに紐づけること。

具体的な支障事例

【現行制度】

「奨学給付金」は、高校生のいる生活保護受給世帯等に対して、授業料以外の教育費（学用品等）を支給する制度である。

「奨学給付金」の給付単価を決定するにあたり、「奨学のための給付金交付要綱」に基づき、生活保護法に基づく生業扶助（高等学校就学費）の受給の有無を確認する必要がある。

そのため、当県ではこれまで生活保護受給世帯に対して、「生業扶助受給証明書」の提出を求めてきた。

しかし、平成31年4月から、「マイナンバー法」及び「当県マイナンバー条例」に基づき、「奨学給付金事業」申請者の保護者から取得したマイナンバーを利用して生活保護情報を取得することが制度上では可能となった。

【支障事例】

生活保護法に基づく生業扶助の受給情報は、福祉事務所によって保護者に紐づいている場合と高校生本人に紐づいている事例がある。

この場合、「奨学給付金」申請者となる保護者から取得したマイナンバーを利用して福祉事務所に情報照会を行っても、高校生本人に生業扶助の受給情報が紐づいている場合は、生業扶助の受給情報が確認できない。

そのため、当県では、現状においても、「生業扶助受給証明書」の提出を申請者に求めており、申請者の負担となっている。

加えて、申請窓口の高等学校においても、事務職員による添付書類の確認や、不足書類の提出依頼などが必要となり、負担となっている。

結果として、政府が推進する「デジタル・ガバメント」、そして、当県が推進する「ペーパーレス化」の実現の妨げとなっている。

（参考）過去3年間 当県での生活保護受給世帯に対する「奨学給付金」支給件数

H29:1,652件 H30:1,626件 R01:1,421件

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「奨学給付金」申請者から取得したマイナンバーを利用して、生業扶助の受給情報が一律照会できるようになる。結果として、受給証明書の添付が不要となり、申請者の負担が軽減され、住民サービスの向上に繋がる。高等学校においては、事務職員による添付書類の不備・不足の確認、福祉事務所においては、受給証明書発

行の必要がなくなるため、行政側の負担も軽減される。

根拠法令等

奨学のための給付金交付要綱別表、生活保護法第 36 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、兵庫県、鳥取県、高知県

○当課においても、「奨学給付金」において、マイナンバーによる情報照会を行っており、生業扶助の受給情報が一律に照会できるようになれば、申請者、学校、福祉事務所、行政の負担軽減につながる可能性がある。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

226

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項（事項名）

史跡等購入費国庫補助で取得した土地の活用範囲の明確化

提案団体

太宰府市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

「史跡等購入費国庫補助要項（以下「要項」とする）」に基づいて補助を受け取得した史跡等について、近年の大風による倒木や獣による掘り起こしなどから史跡等を守る（保存する）ため、保存を目的とした財源を得るための史跡等の活用の範囲について明らかにする。

現在の要項の第1項（趣旨）においては、「保存のための史跡等の土地買上げ等に要する経費について国が行う補助」と定められているため、これにより取得した財産を活用して保存のための財源とすることは、補助金適正化法第22条に定める「目的に反した使用」にあたるとされて認められない場合があるが、例えば史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄材を加工・販売等することについては、「目的に反した使用」にあらず認められるものと考えられる。法律上及び要項上認められる史跡等の活用の範囲が明らかにされれば、それに照らして文化庁が（「文化財保存活用地域計画」等の認定過程において）自治体の行う史跡等の活用の可否を判断することができるようになり、自治体が史跡等の活用により自主的に財源を確保することが可能となることで、要項が目指す「保存のため」という目的をより達成しやすくなる。

具体的な支障事例

当市の史跡面積は、4.85 平方キロで市の面積の約16%を占め、年間 6,000 万円の史跡保存のための費用（内 3%が補助事業、それ以外は市単独費）を必要とし、市の財政状況に大きな影響を与えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

制度の柔軟性を促すことで、史跡保存のための財源を確保する作業に結びつけることができるとともに、史跡に隣接する住民生活の安全性確保のための財源や来訪者が及ぼす住環境悪化を改善する取組への財源確保の道が開ける。

加えて、史跡保存活動として育ち始めた市民力で行う活動も意欲向上につながるとともに、史跡の保存活動によって生じる廃棄材の再利用を通して、ふるさと納税や史跡保存協力金などの寄付行為を媒介とし、活動への支援や活動に参画する市民の居場所づくりにもつながってくる。

根拠法令等

文化財保存事業費関係補助金交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、川越市、相模原市、鎌倉市、新城市、米子市、徳島市、福岡県、久留米市、柳川市、壱岐市、宮崎県

○近年の台風などによる大規模な倒木などが発生しているため、撤去などの処理が増加している。

○当市の国指定史跡面積は、2.15 平方キロで市の面積の約 5.4%を占め、年間約1億5千万円の史跡保存のための費用(内 53%が補助事業、それ以外は市単独費)を必要とし、市の財政状況に大きな影響を与えている。

太宰府市の提案のとおり、目的外使用の可否の判断を明確にいただき、公開活用における使用料など史跡保存における財源確保を図りたい。

○当市も史跡の保存のために継続して国庫補助事業による史跡の公有化を進めて来ており、現在、22 万㎡を超える広大な史跡地を管理している。適正な史跡管理のために経常的に発生する年間の管理費の確保も、近年の厳しい財政状況の中で大きな課題となってきた。また、増加する大雨等の災害や、イノシシ等の獣害など、頻繁に発生する対処が必要な課題は、史跡地内にとどまらず、史跡地が原因となる周辺民有地への被害等も発生している。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

250

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項（事項名）

要保護児童生徒援助費補助金の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者の判断手法の明確化

提案団体

三田市

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- ・要保護児童生徒援助費補助金（文部科学省）の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者の判断手法の明確化
- ・本補助金の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者のうち、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の基準にかかる判断手法を明確にすること。

具体的な支障事例

【現行制度の概要】

・本補助金は、市町村が経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒（要保護児童生徒）の保護者に対して必要な援助（就学援助）を与えた場合、費用の一部を補助するものである。「現に生活保護を受けている世帯（被保護世帯）」の他、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」を対象とすることができる。

【支障事例】

・昨今、子どもの貧困問題や生活困窮者自立支援への対応について社会的ニーズが高まっている。国庫補助金を活用して、より一層積極的な支援を行っていきたいと考え、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」にかかる適用条件について、文部科学省に見解を求めたところ、以下の内容でご教示いただいた。

対象となる世帯は、「不動産を所有している者については、不動産等の資産を処分したとしても生活保護の基準を満たしている者」、もしくは「不動産等の資産を所有していない者であることの確認ができていない者」である必要がある。

実際に、この基準に基づき判断するにあたり、不動産を所有していないことや、処分したとする場合の判断手法等について、疑義が生じる点もあるため、具体的に示していただきたい。

経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者への支援を行うことで、子どもの教育環境を保障する当該補助事業の趣旨を鑑みると、判断手法等についても、保護者へ過度な負担を求めることなく、また事務の簡便さも一定必要であると考えます。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

・昨今、子どもの貧困対策が求められているが、市の財政的な問題から、就学援助の支給拡充が困難な状況にある。基準にかかる判断手法が明確になり、基準に該当する者に対する就学援助に係る費用の一部について、本補助金として交付を受けることができれば、この分を就学援助の支給拡充に充てることが可能となる。

根拠法令等

- ・教育基本法
- ・特別支援教育就学奨励費負担金及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、八王子市、相模原市、新潟市、春日井市、新城市、福知山市、徳島県、久留米市、熊本市

○当市における要保護児童生徒援助費補助金の申請にあたっては、「現に生活保護を受けている世帯」のみの申請を行っているところである。「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の基準が曖昧なため、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒に対して必要な援助（就学援助）を与えたとしても、その全ての対象者の資産状況等を調査する（提出を求める）ことは困難である。

○過日、当市から京都府に当該対象者について問い合わせたところ、次のとおり回答を得た。

「文科省においても明確な定義はしていないが、想定しているのは以下の2点である。

ア 生活保護を一時停止している世帯

イ 自治体として生活保護受給を打診しているが、何らかの事情で拒否するなどして申請をしていない世帯
これら以外にも該当するような事例があれば、その際に個別に相談いただきたい。」

よって、当市は不動産の有無等を判断材料としておらず、文科省が三田市へ回答した内容と齟齬が生じている。

対象者を明確にし、全国的に統一した見解を示すことを求める。

○「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の判断が難しく、現時点該当世帯はないが、準要保護認定者として判定している可能性がある。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

256

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

幼児教育・保育の無償化に係る月割りの取扱いを可能とすること

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼児教育・保育の無償化に伴う認定において、月割りの取扱いを可能とする。

具体的な支障事例

現行では、幼児教育・保育の無償化に係る FAQ4-11 において、「施設等利用給付認定の有効期間の始期を申請後初めて施設・事業を利用した日か認定日のいずれか早い方としており、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません」とされ、遡及認定はできないと規定されている。また、FAQ7-16 においては、「認定区間に空白が生じることにより利用者の不利益につながらないように、両市町村と在籍園の緊密な連携によりすみやかな認定手続きをお願いします」ともされている。しかし、保護者の申請するタイミングによっては、認定期間に空白が生じることがある。例えば、児童の転園を伴わない転入の場合、申請手続きが転入日より後になり認定期間に空白ができ、保護者が実費で保育料を負担することになるといった事例が多い月で 20 件程度発生している。そのため、教育保育給付認定の FAQ-419 のとおり「当該市町村間で調整がついた場合には、月割りの取扱い」とすることはできないか。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

利用者の利便性向上に資する。

根拠法令等

子ども・子育て支援法等、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について（通知）」（令和元年9月13日）第3の1の（3）、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

滝沢市、郡山市、前橋市、高崎市、館林市、蓮田市、千葉市、柏市、浜松市、豊橋市、京都市、大阪市、香芝市、西条市、宮崎市、鹿児島市、指宿市

○同様の事例は月 20 件程度発生している。新2号を取得している新制度未移行幼稚園の利用者については、預かり保育や認可外保育施設の利用についても把握する必要がある。
○転園を伴わない転入の場合は日割り計算により事務が煩雑になっており、月割りの取り扱いを認めていただきたいと考える。
○住所変更は転入後 14 日以内に手続きをすることとされており、転出日・転入日の確定は住所異動が生じた事後に判明する。そのため、転入日以降の転入届出日以降に転入先市町村では施設等利用給付認定申請を

受けるため、認定開始日を申請日より遡及しない旨の国の取り扱いによると転入日と認定起算日が一致するとは言い難く、転出先市町村と転入先市町村の双方で認定終了日と認定開始日を確認しなければならない。転出先市町村及び転入先市町村の双方で転出・転入の事実と保護者の申請状況を確認し、転入先で申請がなされていない場合の案内や施設への情報提供などの調整を都度行う必要がある。また、未移行幼稚園の場合はその月の開園日を算定したうえで日割り算定を行う必要があり、さらに施設等利用費を代理受領請求した翌月に転出・転入の事実確認ができた日割り算定の差額調整を行うなど、市町村及び施設の事務負担は大きい。施設等利用費が月上限額を単位としていること、教育・保育給付認定の自治体向け FAQ では市町村間での調整がついた場合は月割りの取り扱いが可能と示されていることなどからも、月の 1 日の基準日として月割りでの算定とする取り扱いを可能としていただきたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

257

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項（事項名）

幼保連携型認定こども園が行う施設整備事業に対する交付金の一本化等

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の施設整備事業に対する交付金の一本化による協議の統一及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省（保育所等整備交付金）、教育機能部分は文科省（認定こども園施設整備交付金）からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。1つの事業に対して、2つの業務を行わなければならないため事務負担が大きくなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

交付金が一本に統一されることで事務負担が大幅に軽減され、行政の効率化に資する。

根拠法令等

児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、八戸市、盛岡市、滝沢市、宮城県、郡山市、いわき市、須賀川市、栃木県、前橋市、高崎市、千葉市、八王子市、神奈川県、川崎市、新潟市、長野県、浜松市、豊橋市、犬山市、稲沢市、京都市、大阪府、茨木市、兵庫県、神戸市、西宮市、香芝市、徳島県、西条市、長崎市、鹿児島市、指宿市、沖縄県

○当市の特定・教育保育施設97施設のうち68施設が認定こども園であり、近年はほとんどの施設整備で事業費の複雑な按分計算や各種書類の二重作成が必要となっている。これらの事務負担は、市から国（県）への申請事務に加え、事業者から市への申請事務においても同様であることから、一本化による負担軽減効果は大きい。

○災害時など、被災した施設が認定こども園だった場合、保育所部分は厚生労働省が、幼稚園部分は文部科学省が災害査定に入ることになり、所轄庁が分かれることで手続きが煩雑になる。

○施設整備に係る補助は、施設種別によって、所管省庁が分かれ、所管毎の補助制度で補助額を算出しなければならない。

特に、認定こども園における補助額の算出において、煩雑な按分計算を求められること、また交付金が統一されていないことにより、各所管で見解が異なる場合、一方の所管では補助対象だが、他方の所管では補助対象外となる場合があり、事務の煩雑化や補助事業者への理解が得られにくい現状がある。よって、交付金が内閣府

等に統一されることにより、事務の効率化や事業者への理解も得られやすくなる。

○当市における施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。

○様式の統一化図られたが、2省への申請は残されており、また対象となる事業に差があり、空調の新設について、厚生労働省の保育所等整備交付金では認められて、文部科学省の認定こども園整備費補助金では認められないという状況があるため、質疑事項について、2省庁にしなければならず、手続きに時間を要することになる。円滑な事業実施のために判断の統一化を図ることで、課題が解決される。

○当市においても幼保連携型認定こども園が立地しており、各施設の機能部分において申請を分けることは相当の事務負担が発生することが懸念される。

○当市では、事前協議の際は県経由で同じ書類を提出し、一度の申請で済むが、交付申請や実績報告については、左記と同様に別々の所管へ別様式の書類を提出するため、事務負担が非常に大きく、煩雑な手続きを要す。また、幼保連携型認定こども園における整備の場合、特殊付帯工事の取扱い(計算方法)が非常に複雑であり、県に照会しながら事務を進めている状況であるため、事務処理に多大な時間を要す。

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」事業にあたるかの判断が厚生労働省と文部科学省で違うケースがあるため、内示が出るまで市の予算を組むことが難しいことがある。

○幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金と厚生労働省と文部科学省に重複した内容の多い申請書類を提出する必要があるため、また、それぞれに厚労省分(保育所分)と文科省分(幼稚園分)の事業費を按分し経費を算出することから、事務処理に負担が生じている。

○当市においても、幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省(保育所等整備交付金)、教育機能部分は文科省(認定こども園施設整備交付金)からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。1つの事業に対して、2つの業務を行わなければならないため事務負担が大きくなっている。

○同一の施設に対する補助が省庁の縦割りにより非効率に運営されている実態があることから、所管庁を一元化することに賛同する。

○認定こども園建築の場合、厚労省の保育所等整備交付金と文科省の認定こども園施設整備交付金を活用することになる。内閣府の交付金として一本化することにより、面積按分等が不要となり、交付申請及び実績報告の際の業務負担の軽減が図れる。

○1. 認定こども園において、補助対象を保育と教育で分け、さらに按分率や基準額、報告書類等が異なることで、一層、制度を複雑化しており、補助事業者が市を通して国に提出する交付金に係る提出資料について、保育と教育の判断基準が理解しづらいため、市に多くの問い合わせがある。また、市が確認する際にも、保育と教育の判別がつかない場合には、文部科学省と厚生労働省の両方に内容を確認することがあるため、事務負担が大きくなっている。

2. 省庁ごとに、要綱とその改正時期、通知の内容が異なることに加え、問い合わせや書類の提出先も複数であるため、複雑化と事務作業の煩雑さが発生している。

○県内の事例でも同様の不便がある。

○厚生労働省と文部科学省の双方に協議を行っている現状において、業務の重複のみならず、保育所機能部分と教育機能部分の按分作業が負担となっている。特に、両省で運用が異なる事務(財産処分の考え方、2か年事業における端数処理の方法、災害復旧事業における補助対象範囲等)は事業者の十分な理解を得難く、煩雑さに伴う誤謬の修正作業も膨大となっている。交付金の一本化が実現すれば、行政及び事業者の大幅な事務削減が期待でき、交付金の適切な活用にも資するものと思料する。

○1つの事業に対して、同一の協議を2ヶ所へ行うことは、負担が大きく、交付金の一本化を求める。

○ 幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所相当部分と幼稚園相当部分の区分をなくし、窓口を一本化することにより、同一の内容で2か所に協議・申請する手間や、煩雑な按分計算、修正が生じた際の調整連絡等が不要となり、事業者、自治体の事務の効率化に資する。本提案は、新制度開始時より多数の自治体が求めているものであり、早急に改善を図られたい。

○認定こども園に係る施設整備交付金の一元化により、自治体、補助事業者双方において、交付申請等に係る事務の省力化、効率化が図られることから制度改正が必要である。

○老朽園舎の建替えや大規模修繕において、事務が煩雑

○認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。